

## 粗大ごみ持ち出し収集実施要領

### 1 目的

この要領は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（平成20年船橋市規則第73号）第7条第3項に規定する高齢者、障害者世帯等が粗大ごみを排出することが困難なときの別に定める方法について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 収集方法

粗大ごみを排出しようとする者が高齢者、障害者世帯等であって、その排出しようとする粗大ごみを指定された場所に排出することが困難な場合において、市職員が当該高齢者、障害者世帯等の土地又は建築物から当該粗大ごみを排出すること（以下、「持ち出し収集」という。）とする。

### 3 名称

この収集の名称は、クリーンサポート収集とする。

### 4 対象

持ち出し収集の対象者は、次のいずれかに該当し、粗大ごみを指定された場所に自ら排出することができず、かつ、その同居者又は協力者による排出が困難であると認めた場合に行うものとする。

- (1) 障害者世帯
- (2) 高齢者（65歳以上）世帯
- (3) その他市長が必要があると認める世帯

### 5 受付・調査

- (1) 持ち出し収集は、粗大ごみ受付センターで受付することとし、持ち出し収集の依頼があった場合、受付者は速やかにクリーン推進課に連絡するものとする。
- (2) クリーン推進課の職員は、持ち出し収集の依頼者（以下「依頼者」という。）と速やかに連絡を取り、持ち出し収集対象の可否、現場状況の調査を行い、依頼者と収集の調整を行う。
- (3) 依頼者は、別紙「粗大ごみ持ち出し収集依頼書」を提出するものとし、必要に応じ別に立会人を定めるものとする。

### 6 実施方法

- (1) 屋内から持ち出す場合は、依頼者又は代理人が立ち会うものとする。
- (2) 作業終了後、依頼者又は代理人と市職員は両者で事故等の有無を確認するものとする。

### 7 持ち出し収集ができない場合

- (1) 粗大ごみの対象品目以外である場合
- (2) 玄関等の出入り口から粗大ごみを容易に持ち出せない場合
- (3) 粗大ごみの取り外し工事や解体作業等が伴う場合
- (4) 持ち出し収集に支障があると判断される場合

## 8 持ち出し収集の決定

この要領に定められた事項の決定及び実施に係る判断は、クリーン推進課長が行う。

### 附則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

# 粗大ごみ持ち出し収集依頼書

年 月 日

船橋市長 あて

私は、粗大ごみの収集場所までの持ち出しが困難なので、下記の事項を承諾し持ち出し収集を依頼します。

## 記

1. 収集作業に立ち会い、家財の破損等の損害・事故等が発生した場合は直ちに申し立て、作業員と双方で確認のうえクリーン推進課と対応を協議することとし、後日損害等の申し立てをしません。
2. 収集作業に支障がないよう、事前に収集条件の準備をしておきます。
3. 作業に支障が生じ、持ち出し収集が中止された場合、クリーン推進課の決定に従います。
4. 持ち出し収集の対象の確認の用に限り、市が保有する個人情報を利用することに同意します。

(依頼者) 氏名 \_\_\_\_\_

住所 船橋市 \_\_\_\_\_

建物名称 \_\_\_\_\_ 号室 ( 階 )  
エレベータ (有 ・ 無) \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

(立会人) 1. 本人  
2. その他 (本人との関係: \_\_\_\_\_)

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

申込対象区分	障害者・高齢者 ( 歳 ) ・その他 ( )
持ち出し場所	室内・玄関先・その他 ( )
粗大ごみの種類・個数	
収集希望日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃

## <担当課記載欄>

上記のとおり依頼がありましたので、収集するものとしてよろしいでしょうか。

課長	補佐	係長	係員

従事者名:

業者名: